

第3編 土木工事共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1－1－1 用語の定義

1. 土木工事にあっては、第1編の1－1－2用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする
2. **段階確認**とは、**設計図書**に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。

1－1－2 監督員による検査（確認を含む）及び立会等

1. 受注者は**設計図書**に従って監督員の**立会**が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督員に**提出**しなければならない。
2. 監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、監督員による**確認**および**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。
なお、監督員が製作工場において**確認**を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
4. 監督員による**確認**及び**立会**の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
5. 受注者は、約款第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の**立会**を受け、材料の**確認**を受けた場合にあっても、約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
6. **段階確認**は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、表1－1段階確認一覧表に示す**確認**時期において、**段階確認**を受けなければならない。主要な工事段階の区切りにおける**段階確認**については、**設計図書**または、監督員が**指示**するので、これを**施工計画書**に記載するとともに**段階確認**を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に**段階確認**に係わる**報告**（種別、細別、施工予定期等）を所定の様式により監督員に**提出**しなければならない。また、監督員から**段階確認**の実施について**通知**があった場合には、受注者は、**段階確認**を受けなければならない。
 - (3) 受注者は、**段階確認**に臨場するものとし、監督員の**確認**を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ**提出**しなければならない。
 - (4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
7. 監督員は、**設計図書**に定められた**段階確認**において臨場を机上とすることができます。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を**提示**し**確認**を受けなければならない。

表1-1 段階確認一覧表

工種	細別	段階確認の時期	確認事項
土工	道路土工	土質の変化時	契約上の土質及び岩分類判定
		切土、盛土完了時	路床のプルフローリング、基準高、現場密度
	河川土工	着工前	法線
		土質の変化時	契約上の土質及び岩分類判定
基礎工	矢板工	矢板完了時	枚数、基準高、根入長、変位
	杭基礎 (既製杭)	下杭完了時	現場溶接継手
		杭完了時	本数、基準高、偏心量、杭長(根入長) 支持力の確認(打止め貫入量) 支持層、先端処理の確認(中堀り工法)
	杭基礎 (現場打杭)	土質の変化時 (深礎、全旋回)	契約上の土質及び岩分類判定
		掘削完了時	掘削深さ(根入量)、支持層の確認
		鉄筋組立	鉄筋径、本数間隔、継手、鉄筋段落し位置
		杭完了時	枚数、基準高、偏心量、杭径
法面工	コンクリート吹付 (モルタル)	ラス張完了時	施工状況の確認
一般構造物	擁壁工	土質の変化時	契約上の土質及び岩分類判定
	函渠工	床堀完了時	支持地盤の適否の確認(小構造物は除く) 基礎基準高(重要構造物のみ)
	管渠工	鉄筋組立完了時	鉄筋径、本数間隔、継手、かぶり (小構造物は除く) 鉄筋段落し位置
	水路工		
	えん堤工	着工前	位置
えん堤工		土質の変化時	契約上の土質及び岩分類判定
		床堀完了時	基準高、幅
護岸工	コンクリート張工	土質の変化時	契約上の土質及び岩分類判定
	ブロック張工	床堀完了時	基礎基準高
舗装工	舗装	路盤工(各層) 完了時	プルフローリング 基準高(下層路盤)、幅、厚さ、現場密度
		舗装工(各層) 完了時	幅、厚さ

工種	細別	段階確認の時期	確認事項
橋梁下部工	橋台・橋脚	土質の変化時	契約上の土質及び岩分類判定
		床堀完了時	支持地盤の適否の確認、基礎基準高
		鉄筋組立完了時	鉄筋径、本数間隔、継手、かぶり 鉄筋段落し位置
橋梁上部工	鋼橋	仮組立完了時	寸法確認、添接部、取合部、溶接確認
		架設完了時	寸法確認、添接部、取合部、溶接確認
		支承据付完了時	位置、寸法確認
橋梁上部工	コンクリート床版	鉄筋組立完了時	鉄筋径、本数間隔、継手、かぶり 有効高
		PC橋上部 ボステン	鉄筋組立完了時 (主桁・横桁)
		PCケーブル配線	シース、PC鋼線の配置等
橋梁上部工	プレテン	プレストレス導入時 (主桁・横桁)	緊張確認
		主桁製作完了時	幅、高さ、桁長、横方向タワミ
		支承据付完了時	位置、寸法確認
塗装工	塗装	PC橋上部 プレテン	鉄筋組立完了時 (横桁)
		プレストレス導入時 (横締)	緊張確認
		支承据付完了時	位置、寸法確認
薬液注入工	ケレン完了時 (塗替え)	ケレン完了時 (塗替え)	施工の状況
		現場塗装完了時	塗膜厚
		塗装(各層)完了時 (塗替えの場合)	使用量
薬液注入工	薬液注入	注入完了時	注入量の確認 注入効果の確認
トンネル	掘削 支保パターン	土質の変化時	契約上の土質及び岩分類判定
	吹付コンクリート	吹付完了後	厚さ
	ロックボルト	ロックボルト完了後	長さ(残尺)、間隔
	インバート	掘削完了後又は 鉄筋組立完了後	厚さ、 鉄筋径、本数間隔、継手、かぶり
	覆工	セントル組立完了後 又は鉄筋組立完了後	厚さ 鉄筋径、本数間隔、継手、かぶり

注)

- 重要構造物の出来形で不可視部分となるものについては、段階確認項目とする。
- 完成後出来形確認できるものについては、段階確認項目としない。
- 矢板工は、指定仮設の場合とし、撤去しない場合は枚数も確認するものとする。
- 臨場確認は、受注者が実施した測定結果のうち代表となる部分を抽出して行うことがで

きるものとする。なお、工事内容・確認項目等を考慮して、適宜実施するものとする。(土質の変化時等、重要な契約内容の変更に係わるものについては、全数臨場確認とする。)

5. 出来形のうち、不可視部分については監督員等が**立会**を行い、検査時に**確認**できるよう上げ墨を設置するものとする。
6. 重要な段階確認については、必要に応じて検査員と**協議**すること。(特に、①上表のゴシックで表示した部分、②鉄鋼、コンクリート製品等の工場での**確認**、③主たる工種に新工法、新技術を採用した場合の施工中の**確認**については、よく**協議**すること。)

1－1－3 数量の算出

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかにに**提出**するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

1－1－4 工事完成図書の納品

1. 受注者は、工事完成図書として以下の書類を**提出**しなければならない。
 - ① 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）
 - ② 施工計画書
 - ③ 完成図面
 - ④ 工事写真
 - ⑤ 段階確認書
2. 受注者は、電子納品対象工事である場合、「工事完成図書等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で**提出**しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）」等を参考にし、監督員と**協議**の上、電子化の範囲等を決定しなければならない。
3. 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを**確認**した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を**提出**しなければならない。

1－1－5 工事中の安全確保

1. 土木工事にあっては、第1編の1－1－32工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。
2. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、**設計図書**により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の**承諾**を得て、それを

使用することができる。

1－1－6 交通安全管理

1. 土木工事にあっては、第1編の1－1－38交通安全管理の規定に加え以下の規定による。
2. 受注者は、**設計図書**において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
3. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を**施工計画書**に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

1－1－7 工事測量

1. 土木工事にあっては、第1編の1－1－43工事測量の規定に加え以下の規定による。
2. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

1－1－8 提出書類

1. 受注者は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督員に**提出**しなければならない。これに定めのないものは、監督員の**指示**する様式によらなければならない。
2. 約款第9条第5項に規定する「**設計図書**に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。